

今後の入間市立学童保育室の運営について 【別紙4 保育料】
保育料の額について

1 近隣市との比較

近隣市では、保育料は月額10,000円以上となっており、比較すると入間市は3,000円～5,000円低額となっています。

また、延長保育料や、傷害保険料、おやつ代、入所金等を徴収している市もあります。2人目からは保育料を半額としている例もあります。

なお、入間市でも民設民営の学童保育室「アフタールームチポリーノ」は、保育料は月額7,500円で、8月は15,000円となっています。

表4-1 近隣市の保育料

令和2年4月現在

自治体名	保育料	延長保育料	その他
入間市	月額 7,000 円	延長保育料 設定なし	
入間市 チポリーノ	月額 7,500 円 8月 15,000 円	延長保育料 設定なし	※民設民営
所沢市 (平均的)	月額 10,000 円 (2人目より 5,000 円)		傷害保険料 年額約 1,000 円 おやつ代月額 2,000 円
狭山市	月額 10,000 円	延長保育料 日額 200 円 (朝夕別) 月上限 2,500 円	
飯能市	月額 11,000 円	延長実施なし (違約金あり)	入所金 10,000 円
日高市	月額 12,000 円	延長保育料 日額最大 500 円 月額 19:00 まで 500 円 19:30 まで 2,000 円 20:00 まで 5,000 円	

2 学童保育室所要額

令和2年度の学童保育室に係る歳出額は307,587,000円であり、それに対する特定財源(保育料、国・県補助金)は182,722,000円です。差し引き**124,815,000**円が一般会計からの繰り入れとなっています。

表4-2 歳出(令和2年度予算)

(千円)

事務費(青少年課)	会計年度任用職員給与等	学童保育事業	事務費	維持管理	修繕費	諸工事費
596	249,677	25,805	22,672	865	1,863	6,109
307,587						

表4-3 歳入(令和2年度予算)

(千円)

保育料	国補助金	県補助金
78,466	52,153	52,153
182,772		

表4-4 歳入・歳出の差

(千円)

歳入	歳出	差
182,772	307,587	▲ 124,815

3 保育料の見直しの試算

保育料の見直しについて、以下に項目ごとに試算します。試算に当たっては、令和2年4月現在の利用者数で計算します。

表4-5 保育料の階層区分と人数

	所得税	市民税	現保育料	令和2年4月人数
D階層	課税	課税	7,000円	995人
C階層	非課税	課税	3,000円	7人
B階層	非課税	非課税	0円	38人
A階層	生活保護等			
合計				1,040人

①基本保育料について

基本保育料を1,000円ずつ加算した場合について試算する。

表4-6 基本保育料試算

	現行保育料	1,000円増額	2,000円増額	3,000円増額
月額/人	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
所得税非課税市民税課税世帯	3,000円	4,000円	4,000円	5,000円
年額/人 (満額世帯)	84,000円	96,000円	108,000円	120,000円
年額/人 現行との差額	0円	12,000円	24,000円	36,000円
総額	83,832,000円	95,856,000円	107,796,000円	119,820,000円
総額 現行との差額	0円	12,024,000円	23,964,000円	35,988,000円

子育て支援のため、著しい負担増を招かないよう、現行保育料7,000円は維持することとする。

②長期休暇の保育料加算について

長期休暇期間の児童の滞在時間は、次のとおり、平日のおよそ2倍である。現行の保育料が通年で一日あたり280円であるため、この金額を基に保育料を加算する。

(現在の保育状況)

- ・平日利用はおよそ14:30~18:30(滞在時間4時間)
- ・長期休暇期間は8:00~18:30(滞在時間10時間)
- ・令和3年度 長期休暇期間日数 年間計39日間

※長期期間中でも土曜日を利用する人は限られているため、土曜日を除いてカウント

春休み 4/1~4/7(5日間)

夏休み 7/21~8/24(24日間)

今後の入間市立学童保育室の運営について 【別紙4 保育料】

冬休み 12/25~1/7 (6日間)

春休み 3/27~3/31 (4日間)

(課題) 長期休暇の開始日と終日が月をまたぐため、月額料金設定は難しい。仮に特定の期間(夏休み)だけ増額する場合は、春休み、冬休みとの差が生じ、通年で利用する者と通年利用しない者の間で公平感を欠いてしまう。

(対応) ・ 現行の保育料が通年で一日あたり280円であるため、一日保育の利用毎に280円/日を加算する。

計算式：(基本料金) 7,000円 + (280円/日 × 日数) = 7,280円/月 ~ 11,480円/月 (8月)

※年間(最大39日間)で換算すると、280円 × 39日間 = 10,920円/年の負担増となる。

※減免世帯(所得税非課税市民税課税世帯)は、(120円/日 × 日数)を加算する。

(歳入概算) 995人 × 10,920円 × 60%(出席率) = 6,519,240円 A

減免世帯 7人 × 4,680円 × 60%(出席率) = 19,656円 B

A + B = 6,538,896円 (増額)

③土曜日等一日保育利用の保育料加算について

土曜日等の一日保育の滞在時間は、①の長期休暇期間と同様、平日利用のおよそ2倍である。現行の保育料が通年で一日あたり280円であるため、この金額を基に土曜日利用の保育料を加算する。

(課題) ・ 保育料については、上記①長期休暇期間と同様に考える。また、加算料金を同一として、保護者に分かりやすい料金体系としたい。
・ ただし、土曜日は合同保育を実施しており、送迎について、保護者に協力いただいている面もあり、更に加算による負担感の増大も懸念される。

(対応) 現行の保育料が通年で一日あたり280円であるため、一日保育の利用毎に、更に一日保育の利用毎に280円/日を加算する。

合同保育の送迎については、保護者に理解を得る他無いものと思われる。遠方まで送迎について、減免することも可能ではあるが、料金体系が複雑なものになってしまう。

計算式：(基本料金) 7,000円 + (280円/日 × 日数)

= 7,280円/月 (土曜1回) ~ 8,400円/月 (土曜5回)

※年間で換算すると、土曜日の日数は年間51日であるため、280円 × 51日 = 14,280円/年の負担増となる。

※減免世帯(所得税非課税市民税課税世帯)は、(120円/日 × 日数)を加算する。

(歳入概算) 70人 × 280円 × 51日 = 999,600円 A

減免世帯 1人 × 120円 × 51日 = 6,120円 B A + B = 1,005,720円 (増額)

④延長時間の保育料加算について

保育時間を7:30~19:00までとサービス拡大することによる受益者負担として、延長保育料を設定する。

(課題) 延長利用時間の明確化

勤務時間が遅くなることについて、支援員の負担増

長期休暇期間中の保育料加算の有無

土曜日の保育料加算の有無

(対応)・延長利用時間の明確化については、入退室管理システムを導入し、保護者にも課金について明確なものとする。

※現行の日割料金280円を基に算出すると1時間あたり70円程度となるが、これまでの保育時間を超過して延長料金を設定するので、それよりも高い料金設定とする。

※長期休暇期間中、土曜日においても、受益者負担を明確にするため、延長料金を設定する。

※減免世帯(所得税非課税市民税課税世帯)も同額の延長料金とする。保育料0円世帯(所得税・市民税非課税世帯・生活保護等世帯)は、徴収しない。

・条例改正により現在の延長保育分を保育時間内とし、新規の30分(7:30~8:00、18:30~19:00)を延長加算対象とする。朝・夕100円/回加算

・一部の支援員をフルタイム(会計年度任用職員)とすることにより、長時間の保育時間に対応できるようにする。

計算式：基本料金7,000円+

(100円×2回(朝・夕別)×20日)+(100円×1回(夕)×5日)=4,500円(8月)

(歳入概算)長期休暇3人×22施設×(100円×2回(朝・夕別))×39日(最大)=514,800円

土曜日 3人×22施設×(100円×2回(朝・夕別))×51日(最大)=673,200円

平日 3人×22施設×(100円×1回(夕のみ))×203日(最大)=1,339,800円

計2,527,800円増額

⑤おやつ代（一人12,889円/年）の負担について

- (課題)
- ・おやつ代を徴収するとした場合の課金の方法。
 - ・食物アレルギー等の児童について、持ち込みのおやつで対応している場合もあり、請求が複雑になる。(食べられるお菓子の日と食べられないお菓子の日がある等)。
 - ・おやつ提供時間まで待つことなく、お迎えがあった場合などの管理が必要となり現場の負担も増える。

(試算) ・1月当たり1,000円を全ての世帯から徴収すると試算する。

計算式：基本料金7,000円+1,000円=8,000円

(歳入概算) 1,040人×1,000円×12か月=12,480,000円増額

(対応) 保護者の負担感の増大や、子どもへの支援として、おやつ代は請求しない。

(歳入概算) 0円増減無し

⑥傷害保険料（一人2,035円/年）の負担について

- (課題)
- ・小学校加入の日本スポーツ振興センター保険の掛金も、保護者負担(保護者460円、市460円)があることから、個人負担について保護者に理解を得られやすい内容であると考えられる。
 - ・保険会社との契約により毎年保険料は変動し、4月に契約するまで正確な金額は確定しない。また、傷害保険料が年間の金額であるため、徴収方法が課題となる。

(対応) ※減免世帯(所得税非課税市民税課税世帯)も同額とする。保育料0円世帯(所得税・市民税非課税世帯・生活保護等世帯)は、徴収しない。

- ・小学校において日本スポーツ振興センター保険の掛金も市と折半であることから、基本料金7,000円に、傷害保険料相当額を入室料として、半額の1,000円を年度初回の請求時に加算する。仮に、年度途中の退室、または3月入室でも1,000円を加算する。また、毎年の保険料の契約額が変更になった場合でも、保護者の負担は変更しない。
- ・保育料とは別に、初回月に引き落とすこととする。

計算式：基本料金7,000円+1000円=8,000円(初回のみ)

(歳入概算) 1,002人×1,000円=1,002,000円増額

⑦多子世帯の保育料減額について

- (課題)
- ・きょうだいのいる家庭は保育料が人数分かかることになり、負担となる。
 - ・保育所では2人目からは減額の制度がある。
 - ・多子世帯への支援ではあるが、待機児童が発生している中で高学年のきょうだいは待機となる場合もあり、支援が矛盾している。

(対応) 入間市の保育料は安価であるのでこれまでどおりとする。

(歳入概算) 0円増減無し

今後の入間市立学童保育室の運営について 【別紙4 保育料】

4 試算の集計

試算を集計すると表4-7のとおりとなり、収入額全体で11,074,416円の効果額が得られ、個人の年間負担額は148,500円となり、現行より64,500円高額となります。

ただし、年間個人負担額の試算(表4-8)は、長期休暇、土曜保育及び朝夕の延長保育を毎日利用したケースとなり、土曜保育・延長保育を利用しない場合は年間個人負担額は95,920円、月額7,993円でそれほどの増額とはなっていません。

民設民営の学童保育室「アフタールームチポリーノ」の年間保育料は97,500円であり、それより51,000円高額となりますが、チポリーノと同じ保育時間18:30までの利用であれば、延長料金は発生せず年間個人負担額は110,200円で12,700円の差となります。

チポリーノとの均衡が図られ、かつ、個人負担額の増額を感じさせない料金体系で、効果額が得られる料金体系としました。

表4-7 試算の集計

		現 行	試算集計
①	保育料 7,000 円/月×1040 人	83,832,000 円	83,832,000 円
②	長期休暇の保育料加算	0 円	6,538,896 円
③	土曜日利用の保育料加算	0 円	1,005,720 円
④	延長時間の保育料加算	0 円	2,527,800 円
⑤	おやつ代の加算	0 円	0 円
⑥	傷害保険料の加算	0 円	1,002,000 円
⑦	多子世帯の保育料減額	0 円	0 円
合 計		83,832,000 円	94,906,416 円
現行との差額		—	11,074,416 円
個人負担額(年額)		84,000 円	148,500 円
現行との差額		—	64,500 円

表4-8 個人負担額一覧

単位:円(令和3年度の日数で試算)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用日		25	23	26	26	25	24	25	24	24	23	22	26	293
保育料	7,000 円/月	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	84,000
長期休業	日数	5			8	16				2	4		4	39
	280 円/日	1,400	0	0	2,240	4,480	0	0	0	560	1,120	0	1,120	10,920
土曜日	日数	4	5	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51
	280 円/日	1,120	1,400	1,120	1,400	1,120	1,120	1,400	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	14,280
延長 一日保育	日数	9	5	4	13	20	4	5	4	6	8	4	8	90
	200 円/日	1,800	1,000	800	2,600	4,000	800	1,000	800	1,200	1,600	800	1,600	18,000
延長 平日	日数	16	18	22	13	5	20	20	20	18	15	18	18	203
	100 円/日	1,600	1,800	2,200	1,300	500	2,000	2,000	2,000	1,800	1,500	1,800	1,800	20,300
おやつ代	0 円/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷害保険料	1,000 円(4月)	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
多子利用減免	0 円/月													0
合計		13,920	11,200	11,120	14,540	17,100	10,920	11,400	10,920	11,680	12,340	10,720	12,640	148,500
土曜、延長なし合計		9,400	7,000	7,000	9,240	11,480	7,000	7,000	7,000	7,560	8,120	7,000	8,120	95,920

5 諸経費について

(1) 入退室管理システムの導入

延長保育等の加算を行うためには、利用実績に基づき加算することとし、利用日数、入退室時間を明確にするため、新たに入退室管理システムを導入します。

導入には、初期導入費用(290万円/初期のみ)、年間利用料(173万3千円/年)、料金徴収システムとの連動のためのシステム改修費用(220万円/初期のみ)が必要となります。

(2) 学童保育室の一部委託化の経費

直営で放課後児童支援員、補助員を任用するより、委託料の方が低額となります。

表4-9 2支援の人員費と業務委託料の比較

(円)

	人員配置	人	予算額
直営の場合	支援員6人・補助員4人	10	23,285,259
委託の場合	リーダー1人、サブリーダー1人、パート2人、休業日補助員2人	4~6	20,819,434
差			▲2,465,825